

北海道告示第10030-5号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病まん延防止規則（昭和50年北海道規則第32号）第2条第1項の規定により平成28年12月16日北海道告示第10945-4号で移動を禁止した次に掲げる区域について、その禁止を平成29年1月15日午前0時をもって解除したので告示する。

平成29年1月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 移動を禁止されていた家畜、物品等
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品
- 2 移動の禁止が解除される区域
平成28年北海道告示第10945-4号第3項（1）に掲げる移動を制限する区域